

令和7年7月16日

令和7年第7回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年7月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司	4番 隅 ふじ江
5番 林 聖文	6番 小林 識史	7番 小林 増次
8番 藤本 哲	9番 松村 紀彦	10番 小橋 和紀
11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児
14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹	19番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

1番 片山 剛

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時、委員総数19名のうち、18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

8番 藤本 哲 10番 小橋 和紀

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
- 3 農地法第5条の規定による許可処分の変更について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、8番 藤本哲委員 と 10番 小橋和紀委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、273 m²ほか1筆、合計1,110 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

それでは説明をいたします。

この案件は、南河内出張所より南に約3kmのところにあります。

譲渡人は後継者がおらず、これから先が不安とのこと。譲り渡したいと考えていたところ、農業意欲のある譲受人に譲り渡すことにされました。譲受人は高齢ではありますが子ども3人が協力して行われるそうです。そして、また孫の2人も農業に意欲があり、休日等は作業を手伝っているそうです。作物は、水稻と一般野菜を作付けされます。機械も全機種揃っております。周辺農地への影響はありません。

7月1日に調査項目に従って調査に行っております。3条許可は相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、366 m²ほか4筆、合計2,049.17 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た

たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

それでは説明いたします。

この案件は、欽明路駅より西に約 500m のところにあります。

譲渡人は高齢になり、農地を維持することが困難となり、身内の中で農業を引き継ぐ意思のある孫である譲受人に譲ることにされました。譲受人は祖父母の願いに応じて農地を譲り受けることにしました。農業経営に責任を持ち、親族の指導、協力を得て農業を行いたいとのことです。作付けには水稻・大豆・ジャガイモ、その他野菜の作付けを考えておられます。周辺農地へのトラブルはありません。営農計画書、父母の委任状も提出があります。なお、農業機械も今のところ耕運機と草刈り機が 1 台なのですが、ゆくゆくは農機の購入も考えているところでもあります。

7 月 1 日に調査項目に従って調査に行きました。私は 3 条許可が相当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することを決定します。

次に、3 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3 番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,157 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東に約 1.2 km の農地です。

譲渡人は夫から相続により農地を譲り受けたものの自ら耕作はできないため農地を譲り渡したいと考えていたところ、親戚である譲受人と話し合いにより譲り渡すことにしたものです。譲受人はすでに申請地の隣接地で農作業を受託して農業をしており申請地を譲り受けることによって経営規模を拡大したいと考えていたとのことです。

7 月 1 日に調査項目に従い、現地調査を行いました但問題はなく 3 条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3 番を許可することを決定します。

続いて、「議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、347 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、従業員用駐車場です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは、追加説明いたします。

申請地は玖珂支所奏より南西へ187mのところに位置しております。

譲受人は機器設計事業を行っており、パート従業員の駐車場用地として使用するものです。譲渡人は相続により取得したがそれぞれ遠方に居住しているために耕作が不可能なので譲り渡すことにしたということです。

7月3日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしましたが問題なく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、344 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第12番

追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所より北西へ約100mのところにあります。

譲渡人は農地を相続したものの申請地で耕作することは考えておらず、引き受け手を探していたところ、譲受人が買い取りを承諾してくれました。譲受人は、現在の住居が二世帯住居で子どもも大きくなり、現住居で近いところに新居を建てたいと考えていたところ、譲受人から本件土地を買い取ってほしいと要望があったのでこれを承諾しました。

自己用住宅の建設に際して、雨水は道路の側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続されるため周辺への影響はありません。

6月17日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。必要書類等も整っており5条申請は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、期限付き賃借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,737 m²のうち569.85 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、作業準備ヤードの設置及びその進入路です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約2.3kmのところにあります。令和7年第3回総会にて5条申請でご承認いただいた山陽新幹線耐震補強工事の現場に隣接しております。この度は、新幹線斜面防災対策工事の作業準備ヤード設置及び進入路設置で許可後1年以内の原状回復をとする一時転用の申請でございます。

6月27日に事務局支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,236 m²です。

第 19 番

議 長

事 務 局

議 長

事 務 局

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、美和総合支所から概ね 300m以内に位置する、第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

申請地は美和総合支所から西に 300m以内の農地です。

譲渡人は農地の維持管理が困難なため譲受人から事業の提案を受け、応じることにしました。譲受人は再生可能エネルギーの事業に取り組むことで、耕作放棄地を有効活用し、周辺の住民や環境にも配慮して地域の活性化に貢献したいと思い譲渡人からの相談があり、譲り受けることにしました。

現地調査は6月30日に調査項目に従い現地調査を行いました。問題なく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳畑及び田、現況休耕地。面積は、401 m²ほか2筆、合計 756 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について、事務局より、報告してください。

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,214 m²ほか2筆、合計 2,946 m²です。

申出人は記載のとおり。事業計画の変更内容は、期間延長の変更です。

以上1件の申出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況荒廃地。面積は、681㎡です。

申出人は記載のとおり。許可処分の変更内容は、申出人の住所変更です。

以上1件の申出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

報告年月日は、令和7年6月1日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか6件、合計7件の提出がありました。

議 長

報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

○「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめ」について

○農地利用集積等促進計画の認可について

○農業者年金研修及び戸別訪問の実施について説明

○利用権設定について

農林振興課

○地域計画の策定状況と今後の動向について

議 長

次回定例総会は、8月18日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

これで総会は、終了します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年8月18日月曜日10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時40分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 藤本 哲

署名委員 小崎 和紀